

議案第66号

佐野市育英基金条例の改正について

佐野市育英基金条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年9月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市育英基金条例の一部を改正する条例

佐野市育英基金条例（平成17年佐野市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 奨学金の返還金は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより基金に積み立てることができる。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に、「に規定する」を「の」に改める。

第5条中「に規定する」を「の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

佐野市育英基金に奨学金の返還金を積み立てることができるようにし、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市育英基金条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(積立て)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、<u>第1条に規定する事業の財源</u>に充てるものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条に規定する事業の財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 奨学金の返還金は、一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) の定めるところにより基金に積み立てることができる。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、<u>第1条の事業の財源</u>に充てるものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条の事業の財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>